

ツルハグループ健康診断について

疾病の早期発見・早期治療のためにも、年に一度必ず健康診断を受けましょう！

1. 2023年度健康診断の実施について

◎ 健康診断について、今年度の健診システムは4月13日から健診予約を稼働いたします。

例年、健康診断の受診時期が12月～3月に集中する傾向が見られます。そのため受診医療機関においても予約が取りづらくなる、希望の日時に受けられないなどの可能性もあるため、受診される皆様におかれましては、早期（12月頃まで）に受診して頂きますようご協力をお願いいたします。

2. 予約期間および受診期間

- 健診受診予約期間 : 2023年4月13日（木）～ 2024年2月29日（木）
- 健診受診期間 : 2023年4月13日（木）～ 2024年3月31日（日）
- 年齢日基準 : 当該年度末時点（2024年3月31日時点の年齢）

3. 健診の種類、受診資格および費用負担

■ 基本健診（複数コースに受診資格があってもいずれか各年度1回までとなります。）

※ 本人負担額は健診当日現金支払いとなります。

○ 本人について

加入区分	健診の種類	年齢区分	自己負担となる額	備考
被保険者	定期健康診断A	34歳以下	0円	35歳以上は受診出来ません。
	定期健康診断B	34歳以下	定期健康診断Aとの差額を負担	
		35歳以上	0円	
	生活習慣病予防健診	34歳以下	定期健康診断Aとの差額を負担	
35歳以上		0円		
健保非加入者	定期健康診断A	34歳以下	0円	35歳以上は受診出来ません。
	定期健康診断B	34歳以下	全額自己負担となります。	
		35歳以上	0円	
	生活習慣病予防健診	34歳以下	全額自己負担となります。	
35歳以上		全額自己負担となります。		
任継被保険者	定期健康診断A	34歳以下	全額自己負担となります。	35歳以上は受診出来ません。
	定期健康診断B	34歳以下	全額自己負担となります。	
		35歳以上	全額自己負担となります。	
	生活習慣病予防健診	34歳以下	全額自己負担となります。	
35歳以上		15,000円超過分を負担		

※ 健保非加入者の対象者については、各事業所の案内に従ってください。

○ ご家族について

加入区分	健診の種類	年齢区分	自己負担となる額	備考
被扶養者	定期健康診断A	34歳以下	全額自己負担となります。	35歳以上は受診出来ません。
		34歳以下	全額自己負担となります。	
	定期健康診断B	35歳～39歳	全額自己負担となります。	
		40歳以上	10,000円超過分を負担	
	生活習慣病予防健診	34歳以下	全額自己負担となります。	
		35歳～39歳	全額自己負担となります。	
40歳以上		10,000円超過分を負担		
特定健診	40歳以上	10,000円超過分を負担		
任継被扶養者	定期健康診断A	34歳以下	全額自己負担となります。	
		34歳以下	全額自己負担となります。	
	定期健康診断B	35歳以上	全額自己負担となります。	
		34歳以下	全額自己負担となります。	
	生活習慣病予防健診	35歳以上	全額自己負担となります。	
		40歳以上	10,000円超過分を負担	

※ 自己負担額については健診予約システムに表示された額が負担頂く額となっておりますので、ご確認の上受診してください。

■ 婦人科検診（基本健診のオプションとして毎年受診可能です）

※ 本人負担額は健診当日現金支払いとなります。

加入区分	健診の種類	年齢区分	自己負担となる額	備考
被保険者	子宮がん検査	20歳以上	5,000円超過額を負担	
被扶養者				
任継被保険者				
任継被扶養者				
被保険者	乳がん検査	20歳以上	5,000円超過額を負担	
被扶養者				
任継被保険者				
任継被扶養者				

※ 子宮がん検査および乳がん検査は同時に受診が可能です。

4. 予約手順

- 「電話予約」から医療機関を検索し、受診先を選定します。
(該当受診コースの有無・自己負担額確認を確認ください)
- 健診機関に電話を掛け、予約をします。
- ツルハホールディングス健康保険組合ホームページの健診システムで予約内容を登録します。
- 該当の方は、医療機関から検査キットが届きます。
- 指定日時に医療機関で受診（健康保険者証・運転免許証等の本人確認書類持参）

5. 予約内容の変更・キャンセル（お問い合わせの多い事項です）

1. 予約内容を変更するとき、予約をキャンセルするときは、ご自身で医療機関に電話してください。
 2. 変更・キャンセルした内容を**バリューHR・カスタマーセンター**へご連絡してください。
- ※システム登録内容は、ご自身または健保組合での変更等はできません。

- Eメール : kensin-tsuruha@apap.jp（保険証記号番号、氏名、内容等を記載）
- 電話 : 0570-075-705（平日 9:30 ~ 18:00）
- FAX : 0172-31-3088

6. 本人負担分額の支払い

- ◎ 補助上限を超えた金額の負担額は本人負担となり、健診当日現金支払いとなります。

7. 健診結果票の取扱いについて

- ① 健診結果票は、医療機関から受診者本人と健康保険組合に提出されます。
- ② 健康保険組合は、受診者の健診結果をデータで保管するとともに、メタボリックシンドローム 該当者・予備群に該当した方に対して保健指導を行うなど、みなさまの健康管理に役立てて行きます。
- ③ 会社は、労働安全衛生法により従業員に対して年1回の法定健診を実施する義務が課せられています。このため、健康保険組合と会社は定期健康診断を共同事業として実施しており、法定健診に係る健診データを事業主に提供させていただきます。

8. 二次検査について

- ◎ 二次検査（再・精密検査）は保険診療となります。費用の補助はありませんので全額自己負担となります。

9. 契約医療機関以外の受診について

- ① 原則として、契約医療機関（同一市町村内の医療機関）で受診するようにしてください。
遠方につきやむを得ず契約医療機関で受診することが困難な場合は、近隣のかかりつけの医院等で受診してください。（契約医療機関外受診）
その際は、法定健診である旨を伝え、受診料は現金で支払ってください。
- ② 受診後の受診結果（写し）を**事業所（会社）**へ提出下さい。
- ③ 受診料の精算方法は各社の規則に従ってください。

10. 特定保健指導について

◎ 特定健診で、特定保健指導に該当になった方には、個別に「特定保健指導」の初回面談実施のご案内がバリューHR様から郵送もしくはメールで届きます。

これまでの生活習慣を専門家の指導の元に振り返り、生活習慣病予防に向けた改善を図って頂く機会です。現在は自覚症状が無くとも、高血糖・脂質異常・高血圧などの生活習慣病は脳梗塞や心筋梗塞、人工透析を伴う腎臓病などの重大な疾病を引き起こす可能性を高めます。

特定保健指導について自己負担は発生しませんので、大事な健康を守るためにも必ずご参加いただきますようお願いいたします。

なお、2022年度で特定保健指導を受けて頂いた方でも、2023年度で特定保健指導の該当になれば案内が届きます。この場合も「特定保健指導」を必ず受診して下さい。

※特定保健指導を受けるメリットについて

特定保健指導は、保健師、看護師、管理栄養士などの専門家が対象者にあった生活改善の方法（食事や運動など）をアドバイスします。

特定保健指導を受けた結果、多くの方が体重や腹囲（おなか周り）が減り、健診結果も改善したなどの効果があります。

「生活習慣を見直すきっかけになった。」「自分だけで取り組むと途中で挫折してしまうが、保健師のアドバイスを定期的にするので継続できた。」などの感想もあります。

以上